

第27号議案

文京区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年5月16日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第六号

文京区立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

文京区立学校施設使用条例施行規則（昭和五十九年三月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「者」の下に「（以下「使用予定者」という。）」を加え、「学校施設使用減額免除申請書」を「文京区立学校施設使用・減額・免除申請書」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、当該者が文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則（令和四年●月文京区教育委員会規則第五号。以下「施設予約システム規則」という。）第七条第一項ただし書きに該当するときは、当該申請をすることができない。

第九条を第十三条とする。

第八条中「報告しなければ」を「報告し、必要に応じて点検を受けなければ」に改め、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（インターネット施設予約システムによる手続の特例）

第十二条 インターネット施設予約システムによる学校施設の使用の申請、承認、その他の手続は、この規則に定めるもののほか、施設予約システム規則に定めるところによる。

第七条を削り、第六条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（使用時間）

第十条 学校施設の使用時間は、別表のとおりとし、当該使用時間には、条例第十二条に規定する原状回復に要する時間を含むものとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

第五条第一項中「次の各号に定めるところによる」を「次のとおりとする」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 使用日の十四日前までに使用の変更の申請があつた場合において、使用の変更の承認後の使用料が既納の使用料より少なくなり、委員会が相当の理由があると認めたとき。当該差額の全額

第五条第一項第三号中「使用前に使用の申請を取り消し又は変更の申出をした」を「使用日の三日前までに使用の取消しの申請があつた」に、「全額」を「五割相当額」に改め、同項第四号中「全部又は一部の金額」を「委員会が定める額」に改め、同条第二項中「前項」を「前項第二号から第四号まで」に、「学校施設使用料還付申請書（別記様式第三号）」を「変更等申請書、取消等申請書又は文京区立学校施設使用料還付申請書（別記様式第七号）」に改め、「使用減免承認書」の下に「（使用の変更の承認を受けた使用に係る使用料の還付を受けようとするときは、使用変更承認書）」を加え、同条を第八条とする。

第四条第一項中「次の各号に定めるところによる」を「次のとおりとする」に改め、同項第一号中「区が主催する事業」を「区又は委員会が行政目的のため」に改め、同項第四号中「五割減額」を「委員会が定める割合」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第七条とする。

3 委員会は、前項の規定により使用料の減額又は免除を承認したときは、使用減免承認書を交付する。

第三条を次のように改める。

（申請の受付）

第三条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に受け付ける。ただし、各期間の初日が十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（以下「年末年始の休日」という。）に当たるときはその翌日から、その期間の末日が年末年始の休日に当たるときはその前日まで受け付ける。

一 使用予定者（法人その他の団体にあつては、当該団体の構成員の過半数）が区の区域内に在住し、在勤し、

又は在学する者（以下「区民等」という。）であつて、次のいずれかに該当し、かつ、委員会が認めた場合に係る抽選申込み 使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の前月の一日から七日まで
ア 使用予定者が団体である場合において、当該団体の構成員の過半数が施設予約システム規則第三条第一項の利用登録においてホームグラウンドとして指定した学校の児童又は生徒であり、かつ、当該団体の活動に参加している場合

イ 使用予定者が文京区学校運営協議会規則（平成二十三年三月文京区教育委員会規則第二号）第二条の規定により設置された協議会の委員として当該申請に係る学校の運営に協力している場合又はその者が属する法人その他の団体が使用する場合

ウ 使用予定者が文京区地域学校協働本部事業要綱（二十三文教教庶第千七百三十一号）第四条の規定により設置された地域学校協働本部の構成員として当該申請に係る学校における教育に対する支援活動を行つてゐる場合又はその者が属する法人その他の団体が使用する場合

エ 当該申請に係る学校の通学区域（文京区立小学校及び中学校的通学区域並びに就学指定に関する規則（平成十四年十月文京区教育委員会規則第二十四号）別表に規定する通学区域をいう。）内に所在する町会又は自治会がその活動に使用する場合

オ その他委員会が特に理由があると認めた場合

二 空き施設の申込み 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間

- ア 区民等、法人その他の団体のうち当該団体の構成員の過半数が区民等であるもの又は委員会が認めた者 使用日の属する月の前月の八日から使用日の十四日前まで
- イ その他の者 使用日の属する月の前月の十二日から使用日の十四日前まで
- 区又は委員会が学校施設を行政目的で使用する場合で委員会が特に必要があると認めたときは、前項の規定

にかかわらず申請を受け付けることができる。

- 3 第一項第一号に規定する抽選申込みの上限回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数とする。

一 小学校 十回

二 中学校 五回

第三条の次に次の三条を加える。

(使用の承認等)

第四条 前条第一項第一号に係る使用の承認は、同号に定める期間が満了する日の翌日に抽選により決定する。

2 前条第一項第二号に係る使用の承認は、申請の順序により決定する。

3 委員会は、前二項の規定により使用の承認をしたときは、文京区立学校施設使用・減額・免除承認書（別記様式第二号。以下「使用减免承認書」という。）を交付する。

4 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、学校施設を使用する際に前項の規定により交付を受けた使用减免承認書を係員に提示しなければならない。

(使用の変更)

第五条 使用者は、使用日時、使用する学校施設その他の使用的の承認を受けた事項の変更（以下「使用の変更」という。）をしようとするときは、文京区立学校施設使用変更・還付申請書（別記様式第三号。以下「変更等申請書」という。）に交付を受けた使用减免承認書を添えて委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による使用の変更の申請は、使用的の承認を受けた日から使用日の十四日前まで行うことができる。ただし、使用日時又は使用する学校施設の変更を含む使用的の変更については、一回に限る。

3

第三条第一項ただし書及び第二項の規定は、使用の変更について準用する。

4

委員会は、第一項の規定により使用の変更の承認をしたときは、文京区立学校施設使用変更承認書（別記様式第四号。以下「使用変更承認書」という。）を交付する。

5 使用者は、使用の変更の承認を受けた後の使用料が既納の使用料より多いときは、その差額を納付しなければならない。

6 使用者は、第一項の規定により使用の変更の承認を受けた学校施設を使用するときは、第四項の規定により交付を受けた使用変更承認書を係員に提示しなければならない。

（使用の取消し）

第六条 使用者は、学校施設の使用の取消し（以下「使用の取消し」という。）をしようとするときは、文京区立学校施設使用取消・還付申請書（別記様式第五号。以下「取消等申請書」という。）に交付を受けた使用減免承認書（使用の変更の承認を受けた使用の取消しをしようとするときは、使用変更承認書）を添えて委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の規定により使用の取消しを承認したときは、文京区立学校施設使用取消承認書（別記様式第六号）を交付する。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第十条関係）

中学校			小学校						名 称	区 分	使 用 单 位	使 用 時 間								
			土曜日、日曜日、休日及び休業日						平 日	夜間Ⅱ	午前Ⅰ	午後Ⅰ	午前Ⅱ	午後Ⅱ	午後Ⅲ	午後一時から午後三時まで	午前十時三十分から午後零時まで	午前九時から午前十時三十分まで	午後七時三十分から午後九時まで	午後六時から午後七時三十分まで
			平 日	夜間Ⅱ	夜間Ⅰ	午後Ⅱ	午前Ⅰ	午後Ⅲ	午後六時から午後七時三十分まで	午後七時三十分から午後九時まで	午後六時三十分から午後九時まで	午前九時から午後零時まで	午後一時三十分から午後四時三十分まで	午後六時三十分から午後九時まで						
夜間	午後	午前	夜間	午前	午後	午後	午前	午後	午後六時三十分から午後九時まで	午後一時三十分から午後四時三十分まで	午後六時三十分から午後九時まで	午前九時から午後零時まで	午後一時三十分から午後四時三十分まで	午後六時三十分から午後九時まで						

備考

- 1 この表において「平日」とは、土曜日、日曜日、休日及び休業日のいずれにも該当しない日をいう。
- 2 この表において「休日」とは、国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に定める休日をいう。
- 3 この表において「休業日」とは、文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）第三条第一項に規定する休業日（同条第二項の規定により授業を行う日を除き、同項の規定により休業する日を含む。）をいう。

別記様式第一号から別記様式第三号までを次のように改める。

別記様式第1号（第2条、第7条関係）

文京区立学校施設使用・減額・免除申請書

文京区教育委員会 殿

年 月 日

利用者番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

(団体の場合は団体名・代表者名)

電 話 — —

次のとおり使用を申請します。

使用目的		使用予定人員 人	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日)	年 月 日 (曜日)	
	午 前 (I · II)	午 前 (I · II)	
	午 後 (I · II)	午 後 (I · II)	
夜 間 (I · II)	夜 間 (I · II)		
使 用 施 設 名 称・数 量	文京区立 小・中学校	種 目	数 量
		講堂・屋内運動場	
		格 技 室	
		教 室	
		校 庭	
特 別 設 备	有 (内容)		
附 帯 設 备	無		
会 場 使用 に お け る 責 任 者	住 所	電 話	— —
氏 名			
減 額 免 除 の 理 由	次の理由により使用料の減額・免除を申請します。 _____		
学 校 長 の 承 諾	文京区立 小・中学校長 印		
使 用 料 (円)			
納付書番号 () · 承認書発行	年 月 日		

別記様式第2号（第4条—第8条関係）

文京区立学校施設使用・減額・免除承認書

利用者番号

氏 名 様

文京区教育委員会

次のとおり使用を承認します。

使用目的		使用予定人員	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日)	年 月 日 (曜日)	
	午 前 (I · II)	午 前 (I · II)	
	午 後 (I · II)	午 後 (I · II)	
夜 間 (I · II)	夜 間 (I · II)		
使 用 施 設 名 称 ・ 數 量	文京区立 小・中学校	種 目	数 量
		講堂・屋内運動場	
		格技室	
		教室	
		校庭	
特別設備	有(内容)		
附帶設備	無		
会場使用に おける責任 者	住所	電話	—
氏名			
減額 免除 の 理 由	次の理由により使用料の減額・免除を申請します。		
使 用 条 件	1 使用に際して、校長又は係員に、この承認書を提出してから使用すること。 2 使用時間を遵守すること。使用の準備及び後片付けは、使用を承認された時間内に使用者が行うこと。 3 使用承認を受けた学校施設以外の施設を使用しないこと。 4 使用承認の目的以外に使用しないこと。 5 定められた場所以外で火器を使用しないこと（喫煙を含む。）。 6 許可を得た場所のほか、壁面その他に貼紙又は加工をしないこと。 7 校長の指示に反して使用しないこと。 8 学校教育及び学校施設の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。 9 施設及び附帶設備等を損傷した場合、使用者は、直ちにその旨を校長に通知し、損傷個所を原状に復さなければならない。		

別記様式第3号（第5条、第8条関係）

文京区立学校施設使用変更・還付申請書

文京区教育委員会 殿

年 月 日

利用者番号住 所氏 名

(団体の場合は団体名・代表者名)

電 話 — —

次のとおり使用の変更を申請します。

使 用 施 設		文京区立 小・中学校			人
使 用 目 的		使 用 日		使 用 单 位 (※)	
変 更 内 容	変 更 前	年 月 日 (曜日)	午前 (I・II) 午後 (I・II) 夜間 (I・II)	講堂・屋内運動場	円
				格技室	
				教室	
				校庭	
変 更 後	年 月 日 (曜日)	午前 (I・II) 午後 (I・II) 夜間 (I・II)	屋内運動場	円	
			格技室		
			教室		
			校庭		
特 別 設 備	有(内容)				
附 帯 設 備	無				
変 更 理 由					
文京区立学校施設使用条例施行規則第5条第5項の規定により、差額 (①-②-③) 円を納付します。				①	使 用 料 (変更後)
				②	減 免 額
				③	既 納 額
文京区立学校施設使用条例施行規則第8条第1項第2号の規定により、差額 (③-①+②) の 円の還付を申請します。				④	差 領

別記様式第三号の次に次の四様式を加える。

別記様式第4号（第5条、第6条、第8条関係）

年 月 日

文京区立学校施設使用変更承認書

利用者番号

氏 名 様

文京区教育委員会

次のとおり使用の変更を承認します。

使 用 施 設		文京区立			小・中学校	
使 用 目 的					使 用 人 数	人
		使 用 日	区 分	種 目	数 量	使 用 料
変 更 前	年 月 日 (曜日)	午前 (I・II) 午後 (I・II) 夜間 (I・II)	講堂・屋内運動場		円	
			格技室			
			教室			
			校庭			
変 更 後	年 月 日 (曜日)	午前 (I・II) 午後 (I・II) 夜間 (I・II)	講堂・屋内運動場		円	
			格技室			
			教室			
			校庭			
特 別 設 備		有 ()				
附 帯 設 備		無				
変 更 理 由						
①	使 用 料 (変更後)		②	減 免 額	③	既 納 額
	円			円		円
今回請求額 (①-②-③)				円		
今回還付額 (③-①+②)				円		

別記様式第5号（第6条、第8条関係）

文京区立学校施設使用取消・還付申請書

文京区教育委員会 殿

年 月 日

利用者番号

住 所

氏 名

(団体の場合は団体名・代表者名)

電 話 — —

次のとおり使用の取消しを申請します。

使 用 施 設		文京区立 小・中学校			
使 用 目 的		使 用 予 定 人 員		人	
取 消 内 容	使 用 日 年 月 日 (曜日)	使 用 单 位	種 目	数 量	使 用 料
		午前(I・II) 午後(I・II) 夜間(I・II)	講堂・屋内運動場		円
			格技室		
			教室		
			校庭		
承認年月日		年 月 日			
取 消 理 由					
還 付 申 請	以下のとおり使用料の還付を申請します。			既 納 額	円
	還付の理由	文京区立学校施設使用 条例施行規則第8条第1 項第3号の規定による。	還 付 額		円

別記様式第6号（第6条関係）

年 月 日

文京区立学校施設使用取消承認書

利用者番号

氏 名 様

文京区教育委員会

次のとおり使用の取消しを承認します。

使 用 施 設		文京区立 小・中学校		
使 用 目 的		使 用 人 数		人
使 用 日	使 用 单 位	種 目	数 量	使 用 料
年 月 日 (曜日)	午前 (I・II) 午後 (I・II) 夜間 (I・II)	講堂・屋内運動場		円
		格技室		
		教室		
		校庭		
取 消 理 由				
①	既 納 額	円		
②	今回還付額 (①の5割相当額)	円		

別記様式第7号（第8条関係）

文京区立学校施設使用料還付申請書

文京区教育委員会 殿

年 月 日

利用者番号

住 所

氏 名

(団体の場合は団体名・代表者名)

電 話 — —

次のとおり使用料の還付を申請します。

使 用 承 認 書 発 行 日	年 月 日 発 行		
使 用 申 請 書 住 所 氏 名	電話 — —		
使 用 施 設 名 称 ・ 数 量			
還 付 の 理 由			
使 用 料			

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区立学校施設使用条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

文京区立学校施設使用条例施行規則（昭和五十九年三月文京区教育委員会規則第三号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(趣旨等)</p> <p>第一条 この規則は、文京区立学校施設使用条例（昭和五十九年三月文京区条例第十五号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p> <p>(使用申請)</p> <p>第二条 学校施設を使用しようとする者（以下「使用予定者」といいう。）は、文京区立学校施設使用・減額・免除申請書（別記様式第一号。以下「使用減免申請書」という。）により委員会に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、当該者が文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則（令和四年●月文京区教育委員会規則第●号。以下「施設予約システム規則」という。）第七条第一項ただし書きに該当するときは、当該申請をすることができない。</p> <p>(申請の受付)</p> <p>第三条 前条の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に受け付ける。ただし、各期間の初日が十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（以下「年末年始の休日」という。）に当たるとときはその翌日から、その期間の末日が年末年始の休</p>	<p>(趣旨等)</p> <p>第一条 この規則は、文京区立学校施設使用条例（昭和五十九年三月文京区条例第十五号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。</p> <p>(使用申請)</p> <p>第二条 学校施設を使用しようとする者は、学校施設使用減額免除申請（別記様式第一号。以下「使用減免申請書」という。）により委員会に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(新設)</p>

日に当たるとときはその前日まで受け付ける。

- 一 使用予定者（法人その他の団体にあつては、当該団体の構成員の過半数）が区の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者（以下「区民等」という。）であつて、次のいづれかに該当し、かつ、委員会が認めた場合に係る抽選申込み 使用しようとする日（以下「使用日」という。）の属する月の前月の一日から七日まで
- ア 使用予定者が団体である場合において、当該団体の構成員の過半数が施設予約システム規則第三条第一項の利用登録において本ームグラウンドとして指定した学校の児童又は生徒であり、かつ、当該団体の活動に参加している場合
- イ 使用予定者が文京区学校運営協議会規則（平成二十三年三月文京区教育委員会規則第二号）第二条の規定により設置された協議会の委員として当該申請に係る学校の運営に協力している場合又はその者が属する法人その他の団体が使用する場合
- ウ 使用予定者が文京区地域学校協働本部事業要綱（二十三文教旗第千七百三十一号）第四条の規定により設置された地域学校協働本部の構成員として当該申請に係る学校における教育に対する支援活動を行っている場合又はその者が属する法人その他の団体が使用する場合
- エ 当該申請に係る学校の通学区域（文京区立小学校及び中学校の通学区域並びに就学指定に関する規則（平成十四年十月文京区教育委員会規則第二十四号）別表に規定する通学区域をいう。）内に所在する町会又は自治会がその活動に使用する場合

才 その他委員会が特に理由があると認めた場合

二 積き施設の申込み 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める
期間

ア 区民等、法人その他の団体のうち当該団体の構成員の過半数が
区民等であるもの又は委員会が認めた者 使用日の属する月の前
月の八日から使用日の十四日前まで
イ その他の者 使用日の属する月の前月の十二日から使用日の十
四日前まで

2 区又は委員会が学校施設を行政目的で貸用する場合で委員会が特に
必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず申請を受け付け
ることができる。

3 第一項第一号に規定する抽選申込みの上限回数は、次の各号に掲げ
る区分に応じ、当該各号に定める回数とする。

- 一 小学校 十回
- 二 中学校 五回

(使用の承認等)

第四条 前条第一項第一号に係る使用的の承認は、同号に定める期間が満
了する日の翌日に抽選により決定する。

2 前条第一項第二号に係る使用的の承認は、申請の順序により決定す
る。

3 委員会は、前二項の規定により使用的の承認をしたときは、文京区立
学校施設使用・減額・免除承認書（別記様式第二号。以下「使用減免

(新設)

第三条 使用の承認は、学校施設使用減額免除承認書（別記様式第三
号。以下「使用減免承認書」という。）の交付によつて行う。

(新設)

(新設)

承認書」という。)を交付する。

4 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、学校施設を使用する際に前項の規定により交付を受けた使用減免承認書を係員に提示しなければならない。

(使用の変更)

第五条 使用者は、使用日時、使用する学校施設その他の使用的承認を受けた事項の変更(以下「使用的変更」という。)をしようするとときは、文京区立学校施設使用変更・還付申請書(別記様式第三号。以下「変更等申請書」という。)に交付を受けた使用減免承認書を添えて委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による使用的変更の申請は、使用的承認を受けた日から使用日の十四日前まで行うことができる。ただし、使用日時又は使用する学校施設の変更を含む使用的変更については、一回に限る。

3 第三条第一項ただし書き及び第二項の規定は、使用的変更について準用する。

4 委員会は、第一項の規定により使用的変更の承認をしたときは、文京区立学校施設使用変更承認書(別記様式第四号。以下「使用変更承認書」という。)を交付する。

5 使用者は、使用的変更の承認を受けた後の使用料が既納の使用料より多いときは、その差額を納付しなければならない。

6 使用者は、第一項の規定により使用的変更の承認を受けた学校施設を使用するときは、第四項の規定により交付を受けた使用変更承認書

2 使用者は、学校施設を使用する際に前項に規定する使用減免承認書を学校長に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

を係員に提示しなければならない。

(使用の取消し)

第六条 使用者は、学校施設の使用の取消し（以下「使用の取消し」という。）をしようとするときは、文京区立学校施設使用料取消・還付申請書（別記様式第五号。以下「取消等申請書」という。）に交付を受けた使用減免承認書（使用の変更の承認を受けた使用の取消しをしようとするときは、使用変更承認書）を添えて委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

2 委員会は、前項の規定により使用の取消しを承認したときは、文京区立学校施設使用取消承認書（別記様式第六号）を交付する。

(使用料の減免)

第七条 条例第六条の規定により使用料を減額し、又は免除することができます場合は、次のとおりとする。

- 一 区又は委員会が行政目的のために使用するとき。 免除
- 二 官公署が区民を対象とする事業に使用するとき。 五割減額
- 三 委員会に社会教育関係団体として登録されている団体が社会教育活動に使用するとき。 五割減額
- 四 前三号に定めるもののほか、委員会が特に理由があると認めたとき。
委員会が定める割合

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用減免申請書により委員会に申請し、その承認を受けなければならぬ。

(新設)

(新設)

(使用料の減免)

第四条 条例第六条の規定により使用料を減額し、又は免除することができます場合は、次の各号に定めるところによる。

- 一 区が主催する事業に使用するとき。 免除
- 二 官公署が区民を対象とする事業に使用するとき。 五割減額
- 三 委員会に社会教育関係団体として登録されている団体が社会教育活動に使用するとき。 五割減額
- 四 前三号に定めるもののほか、委員会が特に理由があると認めたとき。
五割減額

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用減免申請書により委員会に申請し、その承認を受けなければならぬ。

3 委員会は、前項の規定により使用料の減額又は免除を承認したときは、使用减免承認書を交付する。

(使用料の還付)

第八条 条例第七条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、次のとおりとする。

一 使用者の責任により使用することができない場合。
二 使用日の十四日前までに使用の変更の申請があつた場合において、使用の変更の承認の使用料が既納の使用料より少なくなり、
委員会が相当の理由があると認めたとき。 当該差額の金額

三 使用日の二日前までに使用の取消しの申請があつた場合において、委員会が相当の理由があると認めたとき。 五割相当額

四 前三号に定めるもののほか、委員会が特に理由があると認めたとき。 委員会が定める額

2 前項第二号から第四号までの規定により使用料の還付を受けようとする者は、変更等申請書、取消等申請書又は文京区立学校施設使用料還付申請書(別記様式第七号)に使用减免承認書(使用の変更の承認を受けた使用に係る使用料の還付を受けようとするときは、使用変更承認書)を添えて委員会に申請し、その承認を受けなければならぬ。

(設備の変更等の申請)

第九条 条例第九条ただし書の規定により学校施設に特別の設備をし、

(新設)

(使用料の還付)

第五条 条例第七条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、次の各号に定めるところによる。

一 使用者の責任により使用することができない場合。
二 条例第十一条第三号の規定により使用承認を取り消したとき。 全額

三 使用前に使用の申請を取り消し又は変更の申出をした場合において、委員会が相当の理由があると認めたとき。 金額

四 前三号に定めるもののほか、委員会が特に理由があると認めたとき。 全部又は一部の金額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、学校施設使用料還付申請書(別記様式第三号)に使用减免承認書を添えて委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

(設備の変更等の申請)

第六条 条例第九条ただし書の規定により学校施設に特別の設備をし、

又は変更をしようとする者は、理由書及び設計書等を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用者)

第十一条 学校施設の使用時間は、別表のとおりとし、当該使用時間には、条例第十二条に規定する原状回復に要する時間を含むものとする。ただし、委員会は、特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(削除)

(削除)

(削除)

(使用者の義務)

第十二条 使用者は、学校長の指示に従い、使用が終わつたときは、係員に報告し、必要に応じて点検を受けなければならない。

(インターネット施設予約システムによる手続の特例)

第十三条 インターネット施設予約システムによる学校施設の使用の申請、承認、その他の手続は、この規則に定めるもののほか、施設予約システム規則に定めるところによる。

(委任)

第十四条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

付 則 (令和四年●月●日文教委規則第●号)

又は変更をしようとする者は、理由書及び設計書等を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用者)

第七条 使用時間の区別は、次のとおりとする。

2 一回の使用時間は、五時間を限度とする。ただし、委員会が特別の理由があると認めめたときは、この限りでない。

(使用者の義務)

第八条 使用者は、学校長の指示に従い、使用が終わつたときは、係員に報告しなければならない。

(新設)

(委任)

第九条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

(新設)

(施行期日)

1 この規則は、令和四年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の文京区立学校施設使用条例施行規則に規定する様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができます。

別表（第十条関係）

【別記 参照】

別記様式第1号（第2条、第7条関係）

別記様式第2号（第4条—第8条関係）

別記様式第3号（第5条、第8条関係）

別記様式第4号（第5条、第6条、第8条関係）

別記様式第5号（第6条、第8条関係）

別記様式第6号（第6条関係）

別記様式第7号（第8条関係）

(新設)

別記様式第1号（第2条・第4条関係）

別記様式第2号（第3条関係）

(様式追加)

(様式追加)

(様式追加)

(様式追加)

別記様式第3号（第5条関係）

【別記】

名称	区分	使用単位	使用時間
小学校	平日	夜間Ⅰ	午後六時から午後七時三十分まで
		夜間Ⅱ	午後七時三十分から午後九時まで

		午前 I	午前九時から午前十時三十分まで
		午前 II	午前十時三十分から午後零時まで
		午後 I	午後一時から午後三時まで
		午後 II	午後三時から午後五時まで
		夜間 I	午後六時から午後七時三十分まで
		夜間 II	午後七時三十分から午後九時まで
		夜間	午後六時三十分から午後九時まで
	平日		
		午前	午前九時から午後零時まで
		午後	午後一時三十分から午後四時三十分まで
		夜間	午後六時三十分から午後九時まで
中学校	土曜日、日曜日、休日及び休業日		

備考

- 1 この表において「平日」とは、土曜日、日曜日、休日及び休業日のいづれにも該当しない日をいう。
- 2 この表において「休日」とは、国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に定める休日をいう。
- 3 この表において「休業日」とは、文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）第三条第一項に規定する休業日（同条第二項の規定により授業を行う日を除き、同項の規定により休業する日を含む。）をいう。

別記様式第1号（第2条、第7条関係）

文京区立学校施設使用・減額・免除申請書

文京区教育委員会 殿

年 月 日

利用者番号 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____
 (団体の場合は団体名・代表者名)
 電 話 — —

次のとおり使用を申請します。

使用目的		使用予定人員 人	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日)	年 月 日 (曜日)	
	午 前 (I · II)	午 前 (I · II)	
	午 後 (I · II)	午 後 (I · II)	
	夜 間 (I · II)	夜 間 (I · II)	
使 用 施 設 名 称・数 量	文京区立 小・中学校	種 目	数 量
		講堂・屋内運動場	
		格技室	
		教室	
		校庭	
特 別 設 備	有(内容) ()		
附 帯 設 備	無		
会 場 使用 に お け る 責 任 者	住 所	電話 — —	
氏 名			
減 額 免 除 の 理 由	次の理由により使用料の減額・免除を申請します。 _____		
学 校 長 の 承 諾	文京区立 小・中学校長 印		
使 用 料 (円)			
納 付 書 番 号 ()	・ 承 認 書 発 行	年 月 日	

別記様式第2号（第4条—第8条関係）

文京区立学校施設使用・減額・免除承認書

利用者番号

氏名 様

文京区教育委員会

次のとおり使用を承認します。

使用目的		使用予定人員 人	
使 用 日 時	年 月 日 (曜日)	年 月 日 (曜日)	
	午 前 (I · II)	午 前 (I · II)	
	午 後 (I · II)	午 後 (I · II)	
夜 間 (I · II)	夜 間 (I · II)		
使 用 施 設 名 称 数 量	文京区立 小・中学校	種 目	数 量
		講堂・屋内運動場	
		格技室	
		教室	
		校庭	
特別設備	有(内容)		
附帯設備	無		
会場使用に おける責任 者	住所 氏名	電話	— — —
減額 免除 の 理 由	次の理由により使用料の減額・免除を申請します。		
使 用 条 件	1 使用に際して、校長又は係員に、この承認書を提出してから使用すること。 2 使用時間を遵守すること。使用の準備及び後片付けは、使用を承認された時間内に使用者が行うこと。 3 使用承認を受けた学校施設以外の施設を使用しないこと。 4 使用承認の目的以外に使用しないこと。 5 定められた場所以外で火器を使用しないこと（喫煙を含む。）。 6 許可を得た場所のほか、壁面その他に貼紙又は加工をしないこと。 7 校長の指示に反して使用しないこと。 8 学校教育及び学校施設の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。 9 施設及び附帯設備等を損傷した場合、使用者は、直ちにその旨を校長に通知し、損傷個所を原状に復さなければならない。		

別記様式第3号（第5条、第8条関係）

文京区立学校施設使用変更・還付申請書

文京区教育委員会 殿

年 月 日

利用者番号住 所氏 名

(団体の場合は団体名・代表者名)

電 話 — — —

次のとおり使用の変更を申請します。

使 用 施 設		文京区立 小・中学校				
使 用 目 的				使 用 予 定 人 員	人	
		使 用 日	使 用 単 位 (※)	種 目	数 量	使 用 料
変 更 前	年 月 日 (曜日)	午前 (I・II) 午後 (I・II) 夜間 (I・II)	講堂・屋内運動場		円	
			格技室			
			教室			
			校庭			
変 更 後	年 月 日 (曜日)	午前 (I・II) 午後 (I・II) 夜間 (I・II)	屋内運動場		円	
			格技室			
			教室			
			校庭			
特 別 設 備	有(内容)					
附 帯 設 備	無					
変 更 理 由						
文京区立学校施設使用条例施行規則第5条第5項の規定により、差額 (①-②-③) <u>円</u> を納付します。			①	使 用 料 (変更後)	円	
			②	減 免 額	円	
			③	既 納 額	円	
			④	差 頓	円	
文京区立学校施設使用条例施行規則第8条第1項第2号の規定により、差額 (③-①+②) の <u>円</u> の還付を申請します。						

別記様式第4号（第5条、第6条、第8条関係）

年 月 日

文京区立学校施設使用変更承認書

利用者番号

氏 名 様

文京区教育委員会

次のとおり使用の変更を承認します。

使 用 施 設		文京区立 小・中学校						
使 用 目 的		使 用 人 数			人			
		使 用 日	区 分	種 目	数 量	使 用 料		
変 更 内 容	変 更 前	年 月 日 (曜日)	午前(I・II) 午後(I・II) 夜間(I・II)	講堂・屋内運動場		円		
				格技室				
				教室				
				校庭				
変 更 内 容	変 更 後	年 月 日 (曜日)	午前(I・II) 午後(I・II) 夜間(I・II)	講堂・屋内運動場		円		
				格技室				
				教室				
				校庭				
特 別 設 備		有()						
附 帯 設 備		無						
変 更 理 由								
①	使 用 料 (変更後)		②	減 免 額		③	既 納 額	
	円			円			円	
今回請求額(①-②-③)				円				
今回還付額(③-①+②)				円				

別記様式第5号（第6条、第8条関係）

文京区立学校施設使用取消・還付申請書

文京区教育委員会 殿

年 月 日

利用者番号

住 所

氏 名

(団体の場合は団体名・代表者名)

電 話 — —

次のとおり使用の取消しを申請します。

使 用 施 設		文京区立 小・中学校			
使 用 目 的		使 用 予 定 人 員		人	
取 消 内 容	使 用 日 年 月 日 (曜日)	使 用 单 位 午前(I・II) 午後(I・II) 夜間(I・II)	種 目	数 量	使 用 料 円
			講堂・屋内運動場		
			格技室		
			教室		
			校庭		
承認年月日		年 月 日			
取 消 理 由					
還 付 申 請	以下のとおり使用料の還付を申請します。			既 納 額	円
	還付の理由	文京区立学校施設使用 条例施行規則第8条第1 項第3号の規定による。		還 付 額	

別記様式第6号(第6条関係)

年 月 日

文京区立学校施設使用取消承認書

利用者番号

氏 名 様

文京区教育委員会

次のとおり使用の取消しを承認します。

使 用 施 設		文京区立 小・中学校		
使 用 目 的		使 用 人 数		人
使 用 日		使 用 单 位	種 目	使 用 料
年 月 日 (曜日)		午前(I・II) 午後(I・II) 夜間(I・II)	講堂・屋内運動場	円
			格技室	
			教室	
		校庭	減免の有無 有(割)・無	
取 消 理 由				
①	既 納 額		円	
②	今回還付額(①の5割相当額)		円	

別記様式第7号（第8条関係）

文京区立学校施設使用料還付申請書

文京区教育委員会 殿

年 月 日

利用者番号 _____

住 所 _____

氏 名 _____

(団体の場合は団体名・代表者名) _____

電 話 — —

次のとおり使用料の還付を申請します。

使 用 承 認 書 發 行 日	年 月 日発行		
使 用 申 請 書 住 所 氏 名	電話 — —		
使 用 施 設 名 称 ・ 数 量			
還 付 の 理 由			
使 用 料			